

## 子どもの最善の利益が優先して考慮されること

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約であり、子どもが権利をもつ主体であることを明確にしています。子どもの権利条約の基本的な考え方である「子どもの最善の利益」は、「子どもにとって最もよいこと」であり、子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるとされています。日本では、条約を批准して約30年後の令和5年4月1日に施行されたこども基本法に、この考え方が取り入れられています。

また、国連子どもの権利委員会が日本に対して、「社会の競争的な性格により子ども時代と発達が悪化することなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」と要請しており、日本の競争的な社会により、子ども・若者の児童期、思春期、青年期における様々な経験を積む時間や機会が奪われていること、また、それによる発達への影響を危惧されています。

価値観や選択肢が多様化する現在において、過去の経験や固定観念等から、「こうあるべき」と子ども・若者に語りかけることは、子ども・若者の自信の喪失や選択肢を狭めてしまうことにつながる場合があります。そのようなことを日常の中で感じている子ども・若者が、「自分らしく生きたい」と望んでいると考えられます。

子ども・若者は、発達段階ごとに様々な経験を通して、成功や失敗を繰り返しながら視野を広げ、自己探求を深め、成長していきます。そして、子ども・若者が自ら考え、行動することで、その経験の深みが増していきます。

本市においても、子ども・若者が自分らしく生きることができるよう、過去の経験や固定観念等によって子どもに関することを決めるのではなく、「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

以上のことから、瀬戸市子どもの権利条例において、「子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えることが重要となります。」と示していることも踏まえ、本計画の基本理念を、「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」とします。

## 子どもにやさしいまち

### ～子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、 主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち～

いつ、いかなる時も、子どもの権利が守られ、子ども・若者が自分の意見や考えを述べる  
ことができる等の子どもの権利が行使できる社会であることが重要です。

こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自  
立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にか  
かわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウ  
ェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、社会  
全体としてこども施策に取り組み、総合的に推進することを目的として策定されています。

本市におけるこどもまんなか社会とは、子どもにやさしいまちのことです。

子どもにやさしいまちとは、子どもの権利を大人も子どもも理解し、保障される環境のこと  
です。その環境が整うことで、子どもは、安全に安心して過ごすことができ、自分らしく生きられ  
るのです。また、子ども自身がかかわることに主体的に参加し、意見を述べることもできます。  
その結果として、子ども・若者がそれぞれの夢や目標に向かって、のびのびと豊かに育つことが  
できるのです。

本計画では、子どもの最善の利益が優先して考慮されながら、社会が子ども・若者を切れ目な  
く育てていくことを明確に示すため、瀬戸市子どもの権利条例に示す「子どもにやさしいまち(子  
どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境＝子どもが、安全に安心して、自分らしく生  
き、主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち)」を目指すまちの姿として取り組  
んでいきます。

これからの子ども・若者施策を進めるうえで、子ども・若者を中心にした地域のネットワークが有効に機能することが大変重要であり、そのためには、第2次計画の策定にあたっての課題にもあるように、「地域社会で子育てを支援していく」という考え方を、本市をはじめ、関係機関はもとより、広く地域社会で共有することが必要です。

基本理念である「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」の実現を目指すために、以下の4つの基本目標を掲げ、地域社会全体で子育てを支援していきます。

### (1) 子どもの権利を守る

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。

しかしながら、子どもの権利は、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等、守られていない状況もあり、子どもを取り巻く大人や社会全体で子どもの権利を守る必要があります。

瀬戸市子どもの権利条例では、「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「主体的に参加する権利」「のびのびと豊かに育つ権利」の4つの権利を子どもの権利として、位置づけています。

子どもの権利の理解を促進し、子ども・若者をはじめ、保護者や地域、社会全体で子どもの権利を守る環境を整えていきます。また、子ども・若者が意見を表明し、社会に参画する機会を作っていきます。

### (2) 子ども・若者の育ちの支援

こども基本法では、こどもとは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、こどもが年齢に区切られるのではなく、こども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが、こども・若者にとっても、社会にとっても重要だからです。

子ども・若者が心身共に健やかに育ち、個性が尊重され、様々な遊びや学びの体験を通じて生き抜く力を育めるように支援していきます。

### (3) 子育て家庭への支援

子ども・若者にとって、家庭は大切な居場所であり、子ども・若者にとっての安全基地です。しかし、子育てに係る環境が大きく変化している中で、子育て支援の在り方を変える時期に来ていると考えます。瀬戸市子どもの権利条例でも、保護者の責務だけではなく、地域住民等の役割を規定しています。そのうえで、社会全体で子ども・若者を育てていく風土づくり、文化づくりに向けた支援を行っていきます。

また、子ども・保護者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援策の充実や相談体制の整備、生活と仕事の両立ができるよう社会環境を整備します。

### (4) 困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援

貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、権利が侵害される状況にあり、子ども・若者とその家族を取り巻く環境に様々な困難を抱える人たちがいます。子ども・若者が持つ可能性を高めるためにも、その生まれ育った環境に左右されず、それぞれの夢や希望に向かって、幸せに暮らしていけるように、子どもの権利を守り、その家庭を含めた必要な支援を行います。

本計画は目指すまちの姿を実現するために、4つの基本目標とそれに基づく施策を以下のように位置づけて計画の推進を図っていきます。

	基本目標	施策
目指すまちの姿 子どもにやさしいまち	1 子どもの権利を守る	① 子どもの権利の保障 ② 子どもの権利に関する啓発
	2 子ども・若者の育ちの支援	① 子どもの健康の支援 ② 乳幼児期の子どもの育ちの支援 ③ 豊かな学びの支援 ④ 放課後対策 ⑤ 子どもの居場所の確保 ⑥ 子どもの豊かな体験の支援 ⑦ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
	3 子育て家庭への支援	① 子育て支援の充実 ② 保育の充実 ③ 経済的負担の軽減 ④ 地域の子育て支援 ⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備 ⑥ 多様な働き方の支援
	4 困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援	① 子どもの貧困問題への対応 ② 児童虐待防止対策 ③ 外国にルーツのある子ども・若者とその家庭への支援 ④ 子どもの発達支援・その家族や地域への支援 ⑤ 子ども・若者育成支援 ⑥ 地域に根ざした青少年の健全育成

本計画では、ライフステージにかかわらず該当する施策と子どもや若者の特定のライフステージのみに実施する施策があります。

各施策とライフステージとのかかわりを以下の表にまとめました。

施策	妊娠期	乳児期	幼児期	学童期	青年期
基本目標1 子どもの権利を守る					
① 子どもの権利の保障					
② 子どもの権利に関する啓発					
基本目標2 子ども・若者の育ちの支援					
① 子どもの健康の支援					
② 乳幼児期の子どもの育ちの支援					
③ 豊かな学びの支援					
④ 放課後対策					
⑤ 子どもの居場所の確保					
⑥ 子どもの豊かな体験の支援					
⑦ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり					
基本目標3 子育て家庭への支援					
① 子育て支援の充実					
② 保育の充実					
③ 経済的負担の軽減					
④ 地域の子育て支援					
⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備					
⑥ 多様な働き方の支援					
基本目標4 困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援					
① 子どもの貧困問題への対応					
② 児童虐待防止対策					
③ 外国にルーツのある子ども・若者とその家庭への支援					
④ 子どもの発達支援・その家族や地域への支援					
⑤ 子ども・若者育成支援					
⑥ 地域に根ざした青少年の健全育成					

本計画の推進にあたっては、次の3つの事業について重点的に取り組みます。

## 1 子ども・若者の意見の実現

本市では、子ども・若者に関する政策を、本市の持続可能性を高める重要な政策の一つとして位置づけ推進してきました。第1次計画期間中には、瀬戸市子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の周知、権利擁護の取組を進めてきました。

瀬戸市子どもの権利条例には、子どもの権利の一つとして「主体的に参加する権利」があります。本市の施策、計画の推進にあたっては、子どもの権利擁護に取り組んでいきます。また、子ども・若者の意見を取りまとめ、その内容を反映し、事業の推進を行っていきます。さらに、子ども・若者会議では、公募により委員を募集し、定期的に会議を開催して、子どもの権利に関する啓発事業や市の事業に対する意見表明、イベントの実施等、子ども・若者の主体的な取組を推進しています。

第2次計画においても、子ども・若者会議を継続して開催し、子どもの権利に関するさらなる周知活動や、子どもの権利擁護に取り組み、子ども・若者の主体的な活動を支援していきます。

さらに、本市が取り組む子ども・若者に関する施策の推進や計画の策定にあたっては、「主体的に参加する権利」を行使できるよう子ども・若者の参画を促し、意見表明の機会を拡充していきます。そのうえで、子ども・若者の意見を反映し、協働して施策の進捗を図ります。

## 2 子ども・若者の居場所づくり

本市では、児童館をはじめ、地域交流センターや公民館、図書館等を、小学生から高校生・大学生等の若者も含めて活動を行う、子ども・若者の居場所として提供しています。第1次計画期間中には、不登校や家庭に課題のある子どもを対象に、学校内で生活習慣の形成や学習のサポートなどを行う「せと“ここ”ほっとルーム」を各中学校に整備してきました。

今後も、子ども・若者の居場所づくりは、多様な体験や様々な人との交流、信頼できる大人とのかかわりを持てるように、地域の方々と協働し、子ども・若者の声を聴きながら進めていきます。

また、孤独や孤立を感じる子ども・若者のサポートを拡充するために、家庭や学校だけでなく、子ども・若者が安心して過ごせる場所をさらに整備していきます。

子ども・若者が行きたい、過ごしたいと思える場所、安心して、自分らしく過ごすことができる場所、そこにいてもいいと思える場所、居場所といえる場所と機会を、児童館等の既存の施設も活用しながら整備することで、子ども・若者が「瀬戸って良いな」、「瀬戸で暮らし続けたい」と思えるように取組を進めていきます。

### 3 こども若者家庭センター事業の充実

本市では、第1次計画期間中に「子ども・若者センター」を開設し、0歳からおおむね39歳までの子ども・若者やその家庭が困ったときに、年齢による切れ目なく相談・支援を受けられる体制を整備しました。令和7年4月には、これまでの機能に、こども家庭センター機能を追加し、「こども若者家庭センター」を設置します。

これによりすべての妊産婦や乳幼児にかかわる母子保健機能を通じて、虐待への予防的な対応や子育てに困難を抱える家庭の早期発見にも、センターとして取り組んでいきます。

さらに、成長過程を通じて子ども・若者とその家庭が困ったときに、専門職による相談対応、地域資源の掘り起こしや連携による家庭支援事業の推進、関係機関との連携などにより、継続的で切れ目のない支援を実施する体制を強化します。

特に、若者の相談・支援件数は大きく増加しており、本市の特徴である若者世代までの切れ目のない支援体制を活かし、乳幼児や小学生のころからの見守りや、中学校卒業後の相談、居場所、社会参加など、継続的で切れ目のない支援により、将来、精神的にも社会的にも自立できるよう、本人にとって希望ある未来を描くサポートを行います。